

1. 資金用途	<ul style="list-style-type: none"> 自己居住用住宅の建設、購入、リフォーム資金 サービス付高齢者向け住宅の入居一時金 住宅ローン借換資金 子世帯が建設または購入する住宅取得資金 						
2. 貸出形式	<ul style="list-style-type: none"> 証書貸付 						
3. 貸出金額	<ul style="list-style-type: none"> 下記①～③のうち、最も低い金額が上限となります。 ① 8,000万円 ② 所要資金の100%相当額 ③ 担保不動産評価額の50～65%以内 ※ 申込年齢や担保対象不動産により異なります。 本ローンとその他のお借入金額を合わせた全てのお借入金の年間返済額の年収に占める割合（総返済負担率）が次の範囲内 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>総返済負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満の方</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上の方</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年収	総返済負担率	400万円未満の方	30%以下	400万円以上の方	35%以下
年収	総返済負担率						
400万円未満の方	30%以下						
400万円以上の方	35%以下						
4. 借入期間 (契約終了日)	<ul style="list-style-type: none"> お借入人がお亡くなりになった日（連帯債務者がいる場合、全員がお亡くなりになった日） ※相続人等への債務継承はできません。 						
5. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> 原則、次のすべての条件を満たす方 ① お借入申込時の年齢が満60歳以上で、お借入にあたり当金庫からカウンセリングを受けた方 ※満50歳以上の方もお申込可能ですが、貸出金額は担保不動産評価額の30%以内までとなります。 ※原則として、法定相続人全員を代表する法定相続人の方にもカウンセリングに同席いただきます。 ② 制限行為能力者または住所不定者でないこと ③ 住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられる方 ④ 公的年金や給与所得等の安定継続した収入のある方 						
6. 貸出金利 (1) 利率	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の利率を適用します。（変動金利） 						
(2) 利率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 年2回、6カ月に1度、労金変動型住宅ローンプライムレートを基準金利として利率を見直します。 						
(3) 返済額の変更	<ul style="list-style-type: none"> 利率の変更の都度、返済額を見直します。 						
7. 返済方式	<ul style="list-style-type: none"> 期日一括返済 ※お利息は毎月のお支払いとなります。 ※リコース型（注1）とノンリコース型（注2）を選択いただきます。 注1…担保物件を売却しても完済が出来ない場合、相続人に残債の返済義務が発生します。 注2…担保物件の売却により残債が生じた場合でも、原則、相続人に返済義務は発生しません。 						
8. 保証（保険）	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫を保険契約者として、住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保します。 原則、保証人は不要です。 						

9. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご加入いただけません。
10. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資対象不動産に第1順位の抵当権を設定します。 * 資金使途がサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合は、住み替える前の建物および敷地、子世帯が居住する住宅建設・購入資金の場合は、親世帯の建物および敷地に第1順位の抵当権を設定します。 ・ 担保である建物について借入金額以上の任意の火災共済（保険）に加入していただきます。
11. 取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号会員・3号会員・4号会員（中国ろうきん友の会賛助会員除く）とその事業体に所属する管理職 … 33,000円 ・ 上記以外の金庫の間接構成員 … 55,000円
12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介いたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。

※ お申込にあたっては審査がございます。審査結果によっては、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。